

○神戸大学内海域環境教育研究センターマリンスイト利用規則

(平成 19 年 3 月 30 日制定)

改正 平成 22 年 1 月 19 日 平成 25 年 6 月 26 日

平成 27 年 4 月 30 日 平成 27 年 9 月 30 日

平成 28 年 3 月 31 日 令和 元年 9 月 25 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、神戸大学内海域環境教育研究センターマリンスイト(以下「マリンスイト」という。)の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 マリンスイトは、研究活動、実験・実習等の教育活動、セミナー等を行う職員、学生、児童及び生徒の利用に供することを目的とする。

(管理責任者)

第 3 条 マリンスイトの管理責任者は、神戸大学内海域環境教育研究センター長とする。

(利用者の範囲)

第 4 条 マリンスイトを利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。ただし、宿泊する場合は、本学職員を伴わなければならないものとする。

- (1) 神戸大学(以下「本学」という。)の職員及び学生(以下「学内利用者」という。)
- (2) 教育関係共同利用に参加する学生
- (3) 他大学等の職員及び学生(前号の学生を除く。)
- (4) 小学校、中学校、高等学校等の児童・生徒(引率責任者を伴う場合に限り。)
- (5) その他管理責任者が適当と認めた者

(利用できない日)

第 5 条 マリンスイトを利用できない日は、次の各号に掲げる日とする。

- (1) 原則として、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- (2) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで(前号に掲げる日を除く。)
- (3) その他管理責任者が必要と認めた日

(利用申込)

第 6 条 マリンスイトを利用する者は、神戸大学内海域環境教育研究センターマリンスイト利用申請書(以下「申請書」という。)を、管理責任者に提出するものとする。

(利用許可)

第 7 条 管理責任者は、前条の申請書を適当と認めたときは、利用を許可するものとする。

2 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、申請書の内容を変更しようとするときは、直ちにその旨を管理責任者に申し出て、承認を受けなければならない。

(利用許可の取消)

第 8 条 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、又は利用を中止させることがある。

- (1) 申請書に虚偽の記載があったとき。
- (2) 利用者がこの規則に違反したとき。
- (3) 管理運営上支障があると認められるとき。

(利用料及び延滞金)

第 9 条 利用者は、別表第 1 に定める施設利用料及び別表第 2 に定める調査実習船利用料(以下「利用料」という。)を、財務担当役の発する請求書により、指定の期日までに納入しなければならない。ただし、利用者が神戸大学内海域環境教育研究センターの職員及びその指導学生であって、教育研究上の目的のために利用する場合の施設利用料(寝具加算料を除く。)は、納付を要しないものとする。

- 2 指定の期日までに利用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じた年5%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。
- 3 既納の利用料は、還付しない。ただし、調査実習船利用料については、天災・天候等により調査実習船が出航できないと大学が判断した場合は、還付できるものとする。

(利用者の義務)

第10条 利用者は、この規則を遵守するほか、施設の利用に際しては、管理責任者の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第11条 利用者は、故意又は重大な過失により施設、設備及び備品を滅失又はき損したときは、その損害を弁償しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 神戸大学内海域環境教育研究センター・マリンスイト利用規則(平成16年4月1日制定)は、廃止する。

附 則(平成22年1月19日)

この規則は、平成22年2月1日から施行する。

附 則(平成25年6月26日)

この規則は、平成25年8月1日から施行する。

附 則(平成27年4月30日)

この規則は、平成27年5月1日から施行する。

附 則(平成27年9月30日)

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月25日)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1 施設利用料(第9条第1項関係)

区 分	施設使用料	光熱水料	宿泊加算額	寝具加算料	
	(1人1日につき)		(1人1泊につき)	(1人1回につき)	
学内利用者	—	110円	210円	920円	
教育関係共同利用に参加する学生	—	110円	210円		
学外利用者	センター教員主催行事	210円	210円		210円
	研究・一般	510円	210円		410円
	セミナー	210円	210円		410円

別表第2 調査実習船利用料(第9条第1項関係)

区 分		3時間以内	7時間以内
学内利用者		26,000円	41,000円
教育関係共同利用に参加する学生		13,000円	21,000円
学外利用者	センター教員主催行事	26,000円	41,000円
	研究・一般		
	セミナー		